

企業立地促進対策事業

<原油価格・物価高騰対策>

応 募 要 領

【事業概要】

昨今の電気・ガスなどのエネルギーや原材料の高騰の中においても、県内企業の創エネ、省エネ・DX等による生産性向上のための設備投資に係る費用への助成制度を創設することにより、県内企業の製品の付加価値創出や事業活動の持続につなげ、県内経済の成長を図ることを目的とします。

区 分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額	投資下限額
創エネ	建物・設備	県内全域	○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・創エネ設備（太陽光、風力、水力発電等の創エネ設備及び蓄電設備） 投資額×50% （創エネ設備に付随する設備は投資額×15%、※2） 	2億円	1,000万円 (税抜)
省エネ・DX等による生産性向上			○県内企業の再生可能エネルギーを使った発電設備（売電目的のものを除く。）の導入、省エネや生産性向上が認められる設備投資に関するもの 〔国の設備投資に関する補助金（先進的省エネルギー投資促進支援事業、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金など）を活用する設備は対象外〕			

※1 企業立地促進対策事業<原油価格・物価高騰対策>助成金交付要綱 別表1

※2 中山間地域（別表2）は設備投資額×20%

【事業期間】

交付決定日から令和5年12月31日（日）まで

【受付期間】

令和5年2月13日（月）から随時受付 ※予算がなくなり次第終了

【提出・問い合わせ先】

広島県 商工労働局 県内投資促進課

住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電 話：082-513-3377

E-mail：syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

令和5年2月

広島県 商工労働局

I 事業概要

1 目的

昨今の電気・ガスなどのエネルギーや原材料の高騰の中においても、県内企業の創エネ、省エネ・DX等による生産性向上のための設備投資に係る費用への助成制度を創設することにより、県内企業の製品の付加価値創出や事業活動の持続につなげ、県内経済の成長を図ることを目的とします。

2 助成対象

県内企業の再生可能エネルギー設備(売電目的のものを除く。)の導入、省エネ・DX等による生産性向上のための設備投資に支出した費用について県が一部を助成します。

(1) 公募条件

公募にあたっては、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ア 県内で株式会社など、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であること。
- イ 広島県内の事業場に関する設備投資であること。
- ウ 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37条)第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
- エ 広島県の県税を滞納していないこと(ただし、納税義務者でない者は除く。)

国税や市税ではなく県税の証明書です。証明書の手続きは以下のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html>

(2) 助成対象経費の区分等

助成金の対象となるのは、創エネ、省エネ・DX等による生産性向上のための設備投資費とします。

区分	助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額	投資下限額
創エネ	建物・設備	県内全域	○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・創エネ設備(太陽光、風力、水力発電等の創エネ設備及び蓄電設備) 投資額×50% (創エネ設備に付随する設備は投資額×15%、※2) 	2億円	1,000万円(税抜)
省エネ・DX等による生産性向上			○県内企業の再生可能エネルギーを使った発電設備(売電目的のものを除く。)の導入、省エネや生産性向上が認められる設備投資に関するもの			

※1 (企業立地促進対策事業<原油価格・物価高騰対策>助成金交付要綱 別表1)

※2 中山間地域(別表2)は設備投資額×20%

- ・創エネと省エネ・DX等の経費の区分を根拠資料(発注書、見積書等)の段階で明確に区分してください。

- ・創エネ、省エネ・DX等による生産性向上に資する設備投資費はそれぞれの設備投資ごとに税抜き価格でまとめていただきます。
- ・助成金の額は、千円未満は切り捨てとします。
- ・助成率については、創エネ設備（太陽光、風力、水力等）、蓄電設備は50%
それに付随する設備は15%とします。
- ・本助成金は予算の範囲内で交付するため、予算の状況により、交付額が上記により算出した額を下回る場合もあります。

(3) 事業期間

交付決定日から令和5年12月31日（日）まで。

事業着手…設備の発注・契約等

事業完了…お支払い

(4) 対象業種

※1（企業立地促進対策事業＜原油価格・物価高騰対策＞助成金交付要綱 別表1）

分類番号	業種名	分類番号	業種名
09	食料品製造業	30	情報通信機械器具製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）	31	輸送用機械器具製造業
11	繊維工業	32	その他の製造業
12	木材・木製品製造業	39	情報サービス業
13	家具・装備品製造業	40	インターネット付随サービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業
15	印刷・同梱業	44	道路貨物運送業
16	化学工業	45	水運業
17	石油製品・石炭製品製造業	47	倉庫業
18	プラスチック製品製造業	48	運輸に附帯するサービス業
19	ゴム製品製造業	50	各種商品卸売業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	51	繊維・衣服等卸売業
21	窯業・土石製品製造業	52	飲食料品卸売業
22	鉄鋼業	5311	木材・竹材卸売業
23	非鉄金属製造業	5411	農業用機械器具卸売業
24	金属製品製造業	5511	家具・建具卸売業
25	はん用機械器具製造業	72	専門サービス業
26	生産用機械器具製造業	73	広告業
27	業務用機械器具製造業	74	技術サービス業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	92	その他の事業サービス業
29	電気機械器具製造業		

(5) 対象地域

県内全域。

中山間地域は以下の表を参照。

※2中山間地域一覧（別表2）

現市町名	旧市町名	
広島市	旧広島市	うち、旧白木町（旧有保村、志屋村、高南村、三田村の区域）、旧熊野跡村（旧熊野跡村の区域）、旧五日市町（旧河内村の区域）、旧可部町（旧大林村の区域）、旧高陽町（旧狩小川村の区域）、旧戸山村、旧久地村、旧小河内村の区域、似島
	旧湯来町	全域
呉市	旧呉市	うち、情島
	旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧安浦町、	全域

	旧川尻町, 旧豊浜町, 旧豊町	
竹原市	—	うち, 旧賀永村, 旧田万里村の区域
三原市	旧三原市	うち, 佐木島, 小佐木島
	旧大和町, 旧久井町	全域
尾道市	旧尾道市	うち, 百島, 加島
	旧因島市, 旧瀬戸田町, 旧御調町, 旧向島町	全域
福山市	旧福山市	うち, 走島, 宇治島
	旧内海町	全域
府中市	全域	
三次市	全域	
庄原市	全域	
大竹市	—	うち, 旧栗谷村の区域, 阿多田島, 猪子島
東広島市	旧福富町, 旧豊栄町, 旧河内町	全域
廿日市市	旧佐伯町, 旧吉和村, 旧宮島町	全域
安芸高田市	全域	
江田島市	全域	
安芸太田町	全域	
北広島町	全域	
大崎上島町	全域	
世羅町	全域	
神石高原町	全域	

3 申請手続等

(1) 助成金交付申請書の受付期間

令和5年2月13日(月)から随時受付 ※予算がなくなり次第終了

(2) 提出書類

助成金交付要綱 様式第1号(別紙1・2)ほか交付申請提出書類

※交付申請書提出書類一覧表参照

(3) 提出方法

手交, 郵送, メールにて提出。郵送の場合は, 封筒の表に「原油価格・物価高騰対策」と朱書きしてください。手交の場合は, 8:30~17:15に持ち込んでください(土日祝日を除く)。

メールの場合は, データ容量が大きい場合は受け取れないことがありますので, 送信される際に県内投資促進課までご連絡ください。

<提出及び問合せ先>

広島県 商工労働局 県内投資促進課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号東館3階北側

TEL : 082-513-3377

E-mail : syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp

(4) 審査方法

県が設置する審査会において, 提出書類による審査を行い, 事業の内容(投資内容, 規模, 環境負荷軽減の項目等)について評価採点を行い, その結果を踏まえ, 予算の範囲内で採択事業者を決定し

ます。

(5) 情報公開について

採択となった場合は、必要最低限の情報（企業名、所在地、取組内容など）は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

4 助成金の流れ

この助成制度は、令和4年度から令和5年度にまたがって実施します。企業の事業期間とは、契約・発注などを行う事業着手から、設備導入、支払い完了までの期間を指します。助成金の支払いは、事業が完了し、実績報告が提出された後、県の完了検査を経て支払います。

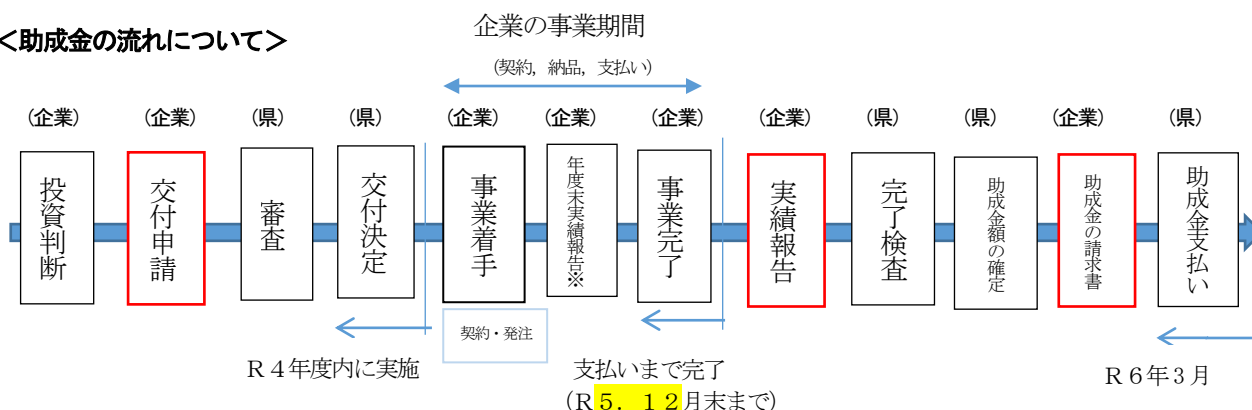
【実績報告について】

項目	要件
必要書類	購入した設備の請求書、振込明細書(振込依頼書)及び領収書の写し等を添付
助成額	支払い済みの設備投資費に助成助率を掛けた額（交付決定額の範囲内） ※千円未満は切り捨て

【支払いについて】

項目	要件
必要書類	助成金額を記入した請求書
その他	請求書提出後、支払いまで約1か月程度必要

<助成金の流れについて>



※R4年度内に事業を完了した場合、年度末実績報告は不要

5 交付決定を受けた事業者の義務

この助成金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合（助成金交付要綱第5条関係／別表3に掲げる軽微な変更を除く。）又は助成事業を中止、廃止しようとする場合は、事

前に知事の承認が必要なため、県内投資促進課へ連絡してください。

別表3（第5条関係）軽微な変更

経費の変更	事業内容の変更
交付申請時の投資予定額から20%未満の減少が見込まれる場合。	計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲での変更が見込まれる場合。

※交付決定額の増額は認められません。

- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに県内投資促進課まで連絡してください。
- (3) 完了検査以外に助成事業の進捗状況等を確認するために、県が報告を求めた場合や現地調査等を行う場合には協力をお願いします。
- (4) 県が事業者の所在地、名称、代表者名及び内容や成果について発表や公表を求める場合は、これに協力を求める場合があります。
- (5) 助成事業に係る経理について、支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 10 年間保存してください。

6 その他の留意事項

助成事業者が「広島県補助金等交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断転用、虚偽報告など）をした場合には、助成金の交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。